

**司法省登録長官部**  
**(ガンビア)**  
**(指定官庁又は選択官庁)**

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料 .....	附属書 GM. I
委任状 (様式A 1) .....	附属書 GM. II
特許出願の補正又は優先権主張 (様式P 3) .....	附属書 GM. III
年金支払に添付する申立書 (様式P 8) .....	附属書 GM. IV

略語のリスト

国内官庁 :	司法省登録長官部 (ガンビア)
I P A :	産業財産法 (Cap. 95:03), 2007年4月2日
I P R :	産業財産規則, 2011年1月1日

指定（又は選択）官庁 GM	司法省登録長官部 （ガンビア） 国内段階に入るための要件の概要	概要 GM
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31か月	
国内官庁は権利回復を認めるか （PCT規則49.6）？	認める	
要求される国際出願の翻訳文の言語 <sup>1</sup>	英語	
要求される翻訳文 <sup>1</sup>	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、補正後のもののみ、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（これらの要素のいずれかが補正された場合には、国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料 <sup>1</sup>	通貨：ガンビア・ダラシ（GMD）及び米国・ドル（USD） <sup>2</sup> 特許： 出願手数料 <sup>3</sup> ：…………… GMD 5,000 又は USD 400 実用新案： 出願手数料：…………… GMD 2,500 又は USD 200	
国内手数料の免除、割引又は払戻し	なし	

[次頁に続く]

- 1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。
- 2 米国・ドル建の額は出願人がガンビアに居住しない場合に限り適用される。
- 3 審査、特許付与及び公開手数料を含む。

GM	司法省登録長官部 (ガンビア) (続き)	GM
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2) <sup>4</sup>	出願人がガンビアに居住していない場合には代理人の選任(委任状の提出が必要)	
誰が代理人として行為できるか?	ガンビアで登録された代理人又は弁理士	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか(PCT規則49の3.1)?	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか(PCT規則49の3.2)?	認める。当該請求に適用される基準・支払う手数料については国内官庁に問合せされたい	

<sup>4</sup> PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさなかった場合、国内官庁は通知で定める期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

## 様式（附属書GM. II－IV）

国内官庁は次の書類を保有している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 GM. II 委任状（様式A1）

[https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax\\_II\\_gm.pdf](https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_gm.pdf)

附属書 GM. III 特許出願の補正又は優先権主張（様式P3）

[https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax\\_III\\_gm.pdf](https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_gm.pdf)

附属書 GM. IV 年金支払に添付する申立書（様式P8）

[https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax\\_IV\\_gm.pdf](https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_IV_gm.pdf)